

○二次製品防火水槽等手数料規程

平成13年4月2日
消安セ規程第9号

改 正 平成14年5月29日消安セ規程第11号
平成18年4月1日消安セ規程第24号
平成20年6月19日消安セ規程第8号
平成30年4月27日消安セ規程第10号
令和7年3月25日消安セ規程第12号
令和8年1月15日消安セ規程第22号

第1条 二次製品等防火水槽等認定規程（平成13年4月2日消安セ規程第8号。以下「認定規程」という。）第20条に定める手数料（消費税等別。以下同じ。）は、この規程の定めるところによる。

第2条 二次製品等防火水槽等の認定手数料は、別表のとおりとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、実費を勘案してその都度定める金額とする。

- 2 製造工場の追加に係る承認手数料は、1件につき23,400円とする。
- 3 型式認定の更新に係る承認手数料は、1件につき58,500円とする。
- 4 再審査手数料及び補正試験手数料は、別表に掲げる当該二次製品等防火水槽等の認定手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。
- 5 製造工場等の追加又は不適合の是正状況の確認のための臨時サーベイランスに係る手数料は、実費を勘案してその都度定める金額とする。

第3条 手数料は、振込により、申請時に納付するものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から実施する。

附 則（平成14年5月29日消安セ規程第11号）

この規程は、平成14年10月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日消安セ規程第24号）

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成30年4月27日消安セ規程第10号）

この規程は、平成30年5月1日から実施する。

附 則（令和7年3月25日消安セ規程第12号）

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年1月15日消安セ規程第22号）

この規程は、令和8年4月1日から実施する。

別 表

二次製品等防火水槽等認定手数料（消費税別）

その1 防火水槽 (100 m³型以下)

型 式 認 定	1 件につき	5 8 5, 0 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	1 7 5, 5 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	1 7, 5 0 0 円

その2 耐震性貯水槽 (100 m³型以下)

型 式 認 定	1 件につき	7 6 0, 5 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	2 1 0, 6 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	1 8, 7 0 0 円

その3 耐震性貯水槽 (200 m³型以上500 m³型以下)

型 式 認 定	1 件につき	8 1 9, 0 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	2 1 0, 6 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	2 3, 4 0 0 円

その4 耐震性貯水槽(600 m³型以上1,000 m³型以下)

型 式 認 定	1 件につき	8 7 7, 5 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	2 1 0, 6 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	3 5, 1 0 0 円

その5 耐震性貯水槽のうち (1,100 m³型以上)

型 式 認 定	1 件につき	9 3 6, 0 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	2 1 0, 6 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	5 8, 5 0 0 円

その6 飲料水兼用耐震性貯水槽 (100 m³型以下)

型 式 認 定	1 件につき	9 3 6, 0 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	3 5 1, 0 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	3 5, 1 0 0 円

その7 飲料水兼用耐震性貯水槽 (1,500 m³型以下)

型 式 認 定	1 件につき	1, 1 7 0, 0 0 0 円
型 式 変 更 認 定	1 件につき	3 5 1, 0 0 0 円
個 別 認 定	1 個につき	5 8, 5 0 0 円

その8 個別認定申請時に応答変位法等の構造計算を提出する場合

1 件につき	6 4 3, 5 0 0 円
--------	----------------